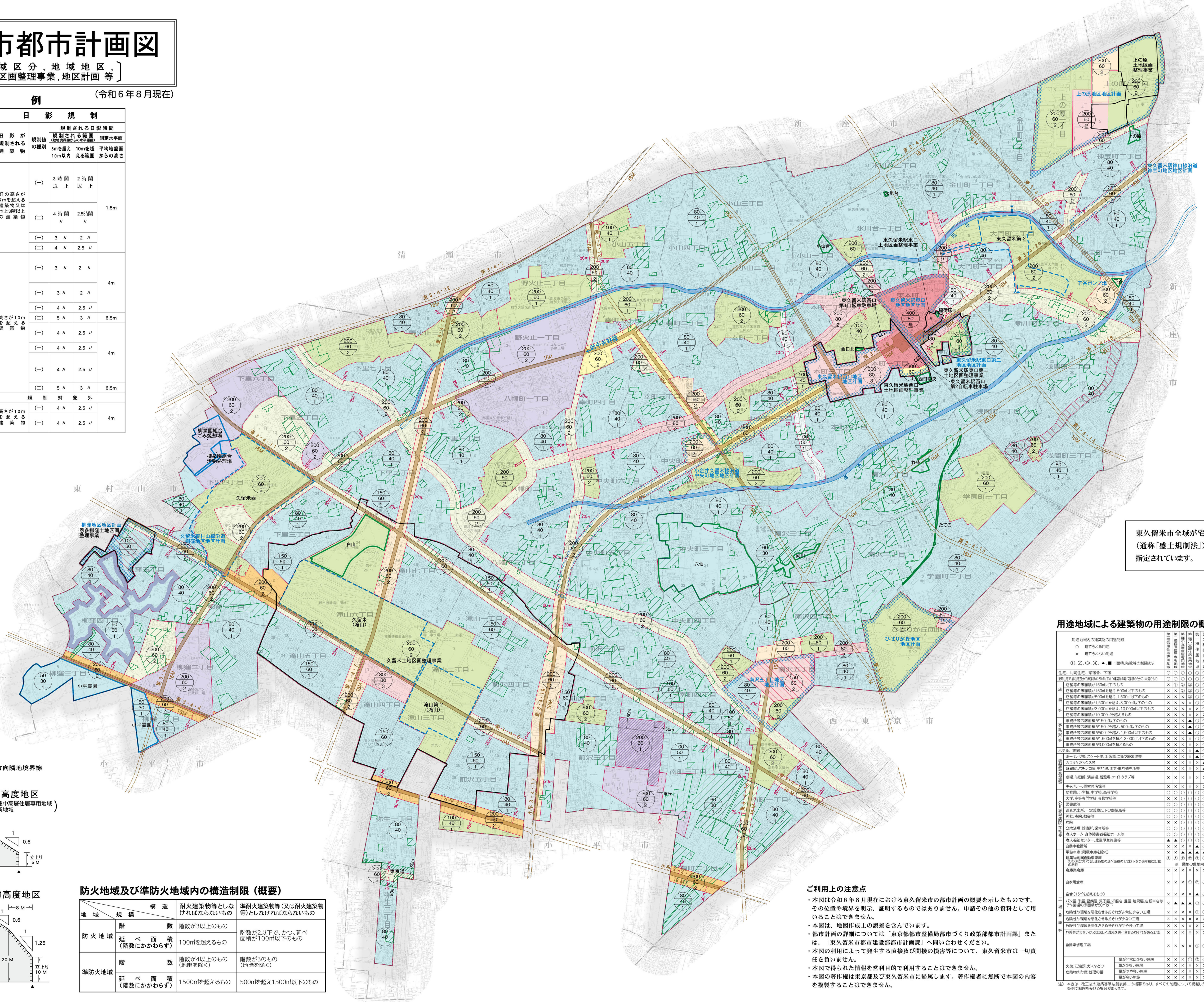


〔用途地域，区域区分，地域地区，
都市計画施設，土地地区画整理事業，地区計画等〕

用途地域境界線	
	用途地域等境界線
	幅30m路線式 用途地域等境界線
	幅20m路線式 用途地域等境界線

地域	規模	構造	耐火建築物等となっていないもの	準耐火建築物等(又は耐火建築物等)となっていないもの
防火地域	階数	階数が3以上のもの		
	延べ面積 (階数にかかわらず)	100㎡を超えるもの	階数が以下であり、延べ面積が100㎡以下のもの	
準防火地域	階数	階数が4以上のもの (地階を除く)	階数が3のもの (地階を除く)	
	延べ面積 (延べ面積にかかわらず)	1500㎡を超えるもの	500㎡を超え1500㎡以下のもの	

- ・本誌は令和6年8月現在における東京久米市の都市計画図の概観を示したものです。その位置や境界を明記、証明するものではありません。申請その他の資料として用いることはできません。
- ・本誌は、地図作成上の誤差を含んでいます。
- ・都市計画の細部については「東京都都市整備局および政務部都市計画課」または「東京都建設局都市建設部都市計画課」へお問い合わせください。
- ・本図は、東京久米市に所在する施設や同様の施設等について、東京久米市は一切責任を負いません。
- ・本誌で得られた情報を営利目的で利用することはできません。
- ・本誌の著作権は東京及び東京久米市に帰属します。著作権者に無断で本図の内容を複製することはできません。



東久留米市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）の宅地造成等工事規制区域に指定されています。

[illegible]

注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。風俗営業や旅館の営業などは、別の法律や条例で制限を受ける場合があります。